平成２４年（フ）第２０号
青森県三沢市春日台１丁目127番地12号
債務者　小形　峰雄
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２２号
青森県三沢市大字三沢字猫又１番地３号
債務者　西舘　元紀
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２１９６号
埼玉県加須市北小浜1168番地　北小浜団地４棟406号室
債務者　櫻田麻衣子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
埼玉県志木市本町２丁目５番３号
債務者　細川　真理
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
さいたま市大宮区天沼町１丁目270番地　ライジングヤマコ１棟205、旧住所さいたま市北区土呂町１丁目67番地６
債務者　泉川　五月（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
埼玉県川口市領家３丁目18番10―211号　クラウンズマンション
債務者　近澤　真美（旧姓寺岡）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
北海道北見市清月町９番地６
債務者　山本　哲裕
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１９５１号
埼玉県川口市芝下２丁目７番６号　サニースクウェア104号、旧住所さいたま市南区内谷４丁目６番３号　グランリヴェール101号室
債務者　國松　宣孝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
埼玉県蕨市中央２丁目14番24号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目853番地３
債務者　新倉　基宏
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目136番地　102号
債務者　泉山　尚実
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
埼玉県蓮田市大字貝塚905番地５
債務者　近藤　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目２番地２サザンクロス103
債務者　川中　良太
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４６号
埼玉県所沢市小手指南４丁目１番地の11
債務者　新井美津江
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４７号
埼玉県川越市岸町２丁目41番地33
債務者　鈴木金一郎
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５２号
埼玉県坂戸市大字片柳1986番地10
債務者　小出　経夫
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２号
熊本市下南部１丁目２番68号　グリーンハイツ下南部Ａ棟105号
債務者　森山　恭一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第８６号
熊本県菊池郡大津町平川497、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町１丁目16番12号
債務者　内田　大志
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部